

## 認定こども園 みその幼稚園 一時預かり事業利用契約書

認定こども園 みその幼稚園（以下「当該施設」という。）と一時預かり事業を利用する子ども及びその保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して児童票の内容を確認した上で、一時的な教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当該施設が説明した運営規程その他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から一年間までとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

【当該施設】 (※自署又は記名押印)

事業者： 株式会社 みそのアクティブ 代表取締役 高橋 邦祐

施設： 認定こども園 みその幼稚園

施設所在地： 太田市新井町 318 番地

園長・管理者（氏名）： 園長 高橋 邦祐

【保護者等】 (※自署又は記名押印)

保護者\*（氏名）： \_\_\_\_\_ 印

子ども（氏名）： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_